

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

- ◇告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)  
保険薬剤師の登録(保険課)  
特定計量器の定期検査の実施(商工振興課)  
土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)  
公有水面の埋立ての免許の出願(漁港課)
- 県道の区域の決定(道路課)
- 都市計画法第六十六条による告示(都市計画課)
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)
- ◇選管告示 鳥取県知事選挙におけるポスター掲示の開始の日  
選挙管理委員会の招集
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集(総務課)  
平成七年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項の一部改正  
(高等学校課)
- ◇正 誤 昭和五十八年三月鳥取県告示第二百八十一号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第二百四十四号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	図 書 類		発行記号等	表示された 発行所名
		題 号	種 別		
5 2 4 5	雑誌その他 の刊行物	ア 199411	ト ノー ト	雑 08345-11	関大洋書房
5 2 4 6	〃	甘 い	シ ズ ク	A S - 9	ア ス 出 版
5 2 4 7	〃	下 半 身	セ ミ ナ ー	A R A I K U 0 0 3	D A N D Y 企 画
5 2 4 8	〃	C 19949	r a s h	雑誌コー 03273-9	白 夜 書 房
5 2 4 9	〃	涙 の	瞳	BOOK.NO. A N G - 3 2	D A N D Y . P L A N
5 2 5 0	〃	笑 顔 で	誘 惑	BOOK.NO. A N G - 3 5	D A N D Y . P A A N
5 2 5 1	〃	乱 痴 タ	イ ム	ISBN-06- 2532 BQ 37	ア ト ク ラ テ イ ア ブ ロ
5 2 5 2	〃	バ ナ ナ 通 信	信	雑 誌 17591-1	株 式 会 社 出 版

5253	〃	U R E C C O	雑 誌	大洋 図 書
5254	〃	1994 11 恥 的 好 奇 心	01851-11 NO. 50	北 陽 出 版
5255	〃	あなたの固いモノが好き	NO. 42	北 陽 出 版
5256	〃	截 身 看 護	NO. 41 4	北 陽 出 版
5257	〃	な め な め 白 書	NO. 41	北 陽 出 版
5258	〃	ベストビデオ9月号増刊 袋とじPIN-UPボスター VOL.2	雑 誌 17980-9	三 和 出 版 社
5259	〃	漫 画 ボ ン	18327-4 雑 誌	株 式 会 社 大 都 社
5260	〃	コミックゲイザー 3月号	13885-03 雑 誌	株 式 会 社 メディアアックス
5261	〃	COMIC キャンペーター 海賊版4月号	12877-4 雑 誌	富士美出版(株)
5262	〃	COMIC パピポ3月号増刊 外伝	03850-3 雑 誌	フ ラ ン ス 書 院
5263	〃	パソコンパラダイス2月号増刊 クエイクノ	07484-02 雑 誌	株 式 会 社 メディアアックス
5264	録画テープ	淫 女 狂 乱	不 明	不 明

鳥取県告示第二百十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険業剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険業局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険業剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
中谷 稔子	鳥業第九一八号	平成七年二月二十八日

鳥取県告示第二百十六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号に掲げる特定計量器

実施区域	実 施 期 間	実 施 場 所
気高郡及 び日野郡	平成七年四月十八日から 平成八年三月三十一日まで	当該特定計量器 の所在の場所

二 一の特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実 施 期 日	実 施 時 間	実 施 場 所
気高郡 鹿野町	平成七年 四月十八日	午前十時から午後二 時まで	鹿野町大字鹿野一五二七 鹿野町役場
〃 気高町	平成七年 四月十九日	〃	気高町大字浜村一三三二二 気高町農業者トレーニングセンター



一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾 邑次

鳥取県東町一丁目二二〇

二 埋立区域

(一) 位置

西伯郡淀江町大字今津濱田(二六七一〇+二九二+白地+海)

(二) 次のAの地点からBの地点を経て1の地点へ順次直線で結び、1の地点から8の地点までを順次に直線で結んだ線及び8の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 淀江漁港北防波堤灯台(北緯三五度二七分三八秒、東経一三三度二五分四四秒) から五二度三五分四一秒、三三・一三メートルの地点

Bの地点 Aの地点から九七度三七分四三秒、八〇・〇九メートルの地点

1の地点 Bの地点から一九二度一分一九秒、八・四〇メートルの地点

2の地点 1の地点から一九二度一分二二秒、六・四五メートルの地点

3の地点 2の地点から二七度四一分一八秒、五一・二七メートルの地点

4の地点 3の地点から三五七度一分二四秒、三・六九メートルの地点

5の地点 4の地点から二六五度五三分〇三秒、二五・二三メートルの地点

6の地点 5の地点から三五六度一九分一九秒、二・四九メートルの地点

7の地点 6の地点から八六度二二分二三秒、一八・七〇メートルの地点

8の地点 7の地点から二六六度二二分一八秒、六・一七メートルの地点

(三) 面積

四二八・九四平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

西伯郡淀江町大字今津字濱田(二六七一〇+二九二+白地+海)及び二六七一〇+一七に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からオの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 淀江漁港北防波堤灯台(北緯三五度二七分三八秒、東経一三三度二五分四四秒) から五度五六分二二秒、一四三・七四メートルの地点

イの地点 アの地点から一〇二度一九分二五秒、一二三・三一メートルの地点

ウの地点 イの地点から一九二度二分三七秒、一三三・五一メートルの地点

エの地点 ウの地点から二七度三九分二一秒、八四・五三メートルの地点

オの地点 エの地点から三五六度二五分四五秒、五六・三三メートルの地点

(三) 面積

一三、七三一・七六平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 出願年月日

平成七年三月九日

鳥取県告示第二百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成七年三月十七日から二週間鳥取県土木部道路課(鳥取市東町一丁目二二〇)において一般の縦覧に供する。

平成七年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
淀江岸本線	西伯郡淀江町大字中間字東外浜新田七四七―三地先から同大字字海道ノ上六一九―二地先まで	一四・〇 } 二五・〇	四二二・〇

鳥取県告示第二百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路路事業 三・五・七号末広滝山線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 鳥取市立川町五丁目字橋向及び字稲葉天並びに卯垣二丁目地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第二百二十一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正

する。

平成七年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表鳥取信用金庫の項中

鳥取市湖山 町 を 鳥取市千代水四丁目

に改め、

同表米子信用金庫の項中

米子市加茂 町一丁目 を 米子市東倉吉町

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

平成七年四月九日執行予定の鳥取県知事選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第一項のポスター掲示場に同法第四百三十三条第一項第四号の二及び第五号のポスターを掲示することができることとなる日を平成七年三月二十三日と定めたので、同法第四百四十四条の二第五項の規定により告示する。

平成七年三月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

平成七年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成七年三月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 日時 平成七年三月二十七日(月)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室

三 議題 鳥取県知事及び議会議員選挙について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成七年三月十七日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

一 日時 平成七年三月二十一日(火)午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

- 1 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正について
- 2 その他

鳥取県教育委員会告示第五号

平成七年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項(平成六年十二月鳥取県教育委員会告示第二十九号)の一部を次のように改正する。

平成七年三月十七日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

6中「改正」を「準齊準池」に改める。

正 誤

昭和五十八年三月鳥取県告示第二百八十一号(鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
八	上	後から一	大字三朝	大字大瀬

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成7年度（平成7年4月から平成8年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成7年3月28日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,000円。年額 24,000円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857-26-7023、7024

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

平成 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

申 込 書

氏 名



（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	